

## 狛江市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月 31 日

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業に比べ高額ではないかとの国民等の厳しい批判・指摘を受け、民間の同種に従事する者との均衡に留意しつつ、適正な給与制度の確立と運用について要請されています。また、市職員の給与等の公表においても、職種ごとに民間従事者との比較やラスパイレース指数の比較などを示し、市民の理解と納得が得られるよう、総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を策定し、公表することとなっています。

### 1 現 状

平成 19 年 4 月 1 日現在の技能労務職員等の給与等の状況は次のとおりです。

#### ( 1 ) 職種ごとの人数、平均年齢及び平均給与月額（狛江市）

職 種	職員数	平均年齢	平均給与月額
清掃職員（一般作業・自動車運転）	5 人	45.1 歳	435,000 円
調理員	41 人	44.3 歳	385,800 円
うち学校給食員	26 人	42.4 歳	372,200 円
守衛（庁務）	4 人	50.4 歳	480,400 円
用務員	19 人	45.1 歳	399,800 円
自動車運転手	3 人	49.0 歳	454,900 円
電話交換手	2 人	46.9 歳	435,200 円
道路補修員（一般作業）	1 人		
その他（一般作業・タイピスト）	4 人		
計・平均	79 人	45.3 歳	404,100 円

\* 「データ」は平成 19 年 4 月 1 日現在のものです。

\* 「職種」は総務省による「技能労務職員等の給与等の総合的な点検に係る調査」による区分に従い、狛江市の職種名に一致しない職種は括弧書きで示しています。

\* 「平均給与月額」とは、給料月額と地域手当、扶養手当、住居手当等の諸手当の額を合計したもので、総務省による「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものです。

#### ( 2 ) 民間従業員の職種ごとの平均年齢及び平均給与月額（民間データ）

職 種	データ	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理業従業員	全国計	43.3 歳	299,800 円
調理士	東京都	37.7 歳	302,500 円

用務員	全国計	53.9 歳	227,200 円
自家用自動車運転者	東京都	58.0 歳	342,800 円
守衛	東京都	60.7 歳	316,900 円
営業用バス運転者	東京都	41.5 歳	416,400 円

\* 「民間データ」は厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」(賃金センサス)のうち、総務省から情報提供された6職種です。

\* 「平均年齢」「平均給与月額」の数値は、いずれの職種も平成16～平成18年の3年平均です。

\* 技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたっては、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。

### (3) 職種ごとの年齢別職員数

区 分	31 歳 以下	32～ 35 歳	36～ 39 歳	40～ 43 歳	44～ 47 歳	48～ 51 歳	52～ 55 歳	56～ 59 歳	60 歳 以上	計
清掃職員			1 人	1 人	2 人	1 人				5 人
調理員	3 人	7 人	7 人	4 人	4 人	5 人	3 人	8 人		41 人
うち学校給食	2 人	5 人	6 人	1 人	4 人	5 人	1 人	2 人		26 人
守衛					1 人	1 人	2 人			4 人
用務員	1 人	2 人	3 人	3 人	2 人	3 人	4 人	1 人		19 人
自動車運転手				1 人		1 人	1 人			3 人
電話交換手			1 人				1 人			2 人
道路補修員				1 人						1 人
その他				1 人		1 人	2 人			4 人
計	4 人	9 人	12 人	11 人	9 人	12 人	13 人	9 人		79 人

### (4) その他給与に関する事項

#### ア 給料表

行政職給料表(2)を適用しています。

#### イ 手当

対象となる手当には、地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当があり、それぞれ該当者に支給しています。

#### ウ 昇給基準

1年間の勤務成績に応じ、4号給を基準として昇給します。ただし、58歳昇給停止措置を行っています。

## 2 基本的な考え方

職員定数については、狛江市アクションプラン、定員適正化計画に基づき、平成 17 年度から退職者不補充を基本に、削減を図っています。行政サービスの質を落とさず、効率的な行政運営を行うため、組織の改正、既存の事業の見直しや民間委託等民間活力、多様な雇用形態の導入により、定員の適正化を進めています。

職員の給与については、平成 17 年 1 月より職務給を導入し、職務と責任に応じた給料表への改正により、行政職給料表を東京都職員の給料表に準拠した一般行政職（行政職給料表（1））と技能労務職（行政職給料表（2））に分離し、給与水準の引下げを行っています。現在、東京都人事委員会の勧告に基づき運用しているところであり、今後においても適正な給与制度・運用を図っていきます。

## 3 具体的な取組内容

技能労務職員の給与は、東京都行政職給料表（二）に準じた給料表ですが、今後、都表に合わせるよう見直しを行うとともに、民間企業における同種の給与水準、東京都の技能労務職員の給与体系の再構築に留意し、その適切な運用に努めます。今後、58 歳昇給停止措置から 55 歳昇給抑制制度への移行、特殊勤務手当の廃止を行うなど、適正化を図っていきます。また、技能労務職の業務の委託化により、技能労務職の定員の適正化を図っていきます。